

第3次君津市障害者基本計画

第6期君津市障害福祉計画

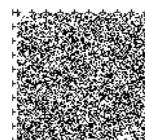
第2期君津市障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

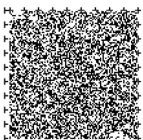
概要版

令和3年3月

君 津 市



この概要版には、より多くの方への情報提供を行うため、紙面の下部の角に「音声コード（ユニボイス）」を記載しています。スマートフォンの無償専用アプリや活字文書読み上げ装置を使って、音声で内容を聞くことができます。



1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成 19 年 3 月に障害者施策全般の基本的な事項を定める「君津市障害者基本計画」を策定し、様々な障害者福祉施策を推進してきました。また、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、地域の実情に合わせて障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービスの種類ごとの必要量見込みや、それを確保するための方策等を示すために策定し、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施に努めてきました。

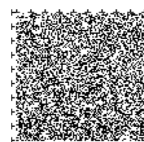
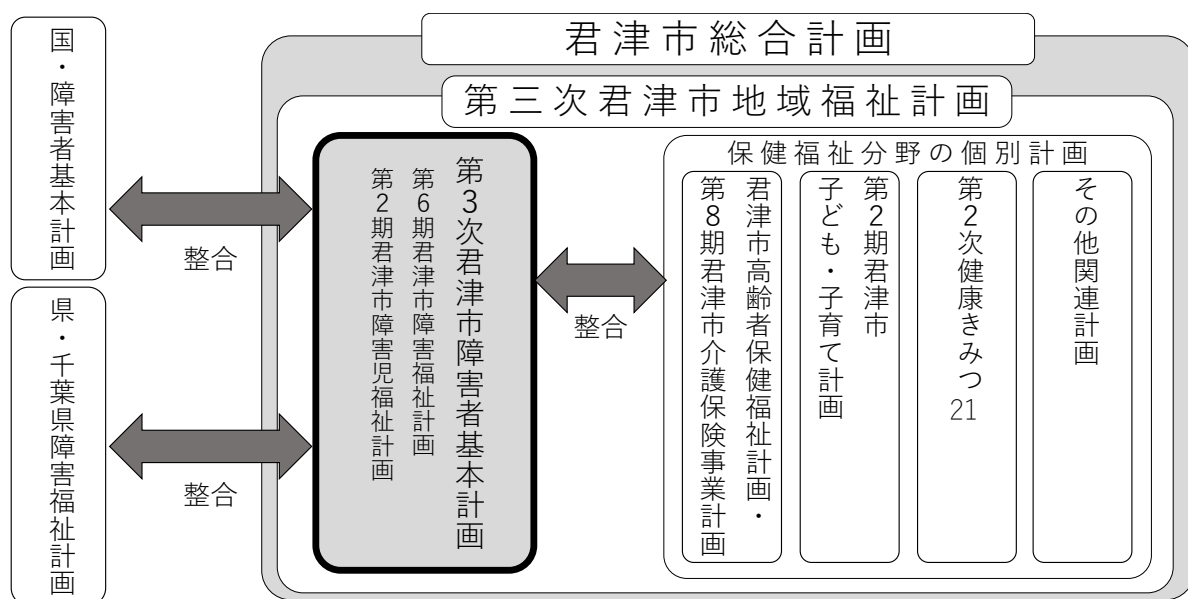
一方、国は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す取組を推進しています。

このような国の動向を踏まえつつ、本市は「第 3 次君津市障害者基本計画」、「第 6 期君津市障害福祉計画」及び「第 2 期君津市障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害のある人もない人も住み慣れた地域で生涯にわたって安心して生活できる地域共生社会の実現を目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく障害者施策の基本的な理念と取組の方向性を定める「障害者基本計画」と、障害者基本計画の実施計画である障害福祉サービス等及び障害児通所支援等相談支援体制の確保のための方策を定めるための障害者総合支援法第 88 条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定するものとします。

また、策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づくものとし、国及び千葉県の計画との整合性を図りつつ、市のまちづくりの長期的な指針となる「君津市総合計画」や、市の他の関連計画との整合を図ることとしています。



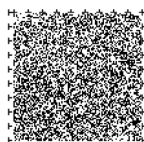
3 計画の期間

障害福祉計画等は、国から示される基本指針において3年を1期として作成することとしているため、本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

年度 計画	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5
	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
君津市 障害基本計画	第1次〔平成19年度（2007年度）～〕						第2次〔前計画〕			第3次〔本計画〕		
君津市 障害福祉計画	第3期			第4期			第5期〔前計画〕			第6期〔本計画〕		
君津市 障害児福祉計画							第1期〔前計画〕			第2期〔本計画〕		

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内の障害のある人、18歳以上の障害のない人、障害福祉サービス提供事業者を対象とした意識調査（アンケート調査）を実施しました。また、市庁内の総合調整会議及び総合政策会議で議論を重ねるとともに、障害福祉計画の策定や進行管理を行う障害者及び障害者団体関係者、障害福祉サービス提供事業者、保健・福祉及び医療関係者等で構成する「君津市障害者地域自立支援協議会」にて内容の検討を行い、広く意見を聴取する「パブリックコメント」の実施を経て策定しました。



5 基本理念・基本的視点

本計画の基本理念は、障害のある人が地域社会の一員となり、自分らしく生きていくことができる社会となることを目指し、「希望にあふれ、みんなが共に支え合い、創り上げる地域共生社会きみつ」とします。

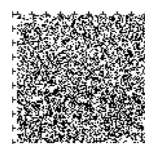
全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、障害のある人や障害のある子どもの自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、新たに国が示した基本指針との整合を図り、障害のある人の自己決定が尊重され、社会の中でいきいきと暮らしていけるまち、地域共生社会の創生を目指してまいります。

また、最上位計画である「君津市総合計画」においてもこの基本理念を反映させて障害福祉施策の推進に取り組み、社会情勢やニーズの変化等に伴う新たな課題等には、柔軟に対応してまいります。

きぼう
希望にあふれ、みんなが共に支え合い、
つく あ ち い き きょうせいしゃかい
創り上げる地域共生社会 きみつ

市では、この「基本理念」を実現するため、以下の3つを計画の基本的視点として「基本目標」を設定し、本計画を推進していきます。

- 1 多様性を尊重し、いつまでも自分らしく暮らせるまち
- 2 誰もが地域社会の一員となり、共に支え合う「我が事・丸ごと」の地域づくり
- 3 すべての人が安心して快適に暮らせるユニバーサルなまちづくり



6 基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の5つとします。

基本目標 1

サービス提供体制を充実させ、自己決定の尊重と意思決定を支援

障害福祉サービスの多様化が進む中、障害者総合支援法の基本理念を念頭に入れ、利用者が真に必要な障害福祉サービス等を提供するとともに、サービスの質を向上させる体制を構築してまいります。また、障害のある人が、住み慣れた地域の中で、その人らしく自立して生活していけるよう、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定を支援するため、相談支援体制の充実を図るとともに、障害福祉サービス等の提供基盤の整備を促進します。

基本目標 2

地域生活への移行と定着を支援し、社会参加を促進

地域生活を希望する障害のある人が、入所施設等から地域生活に移行して定着する支援や、就労等を支援するため、関係機関と連携を図りながら、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組みを進めてまいります。また、障害のある人の個性や能力を発揮できるよう、文化、芸術、スポーツ等を「する」・「観る」・「支える」機会を確保して、生涯学習の充実に努めるとともに、障害者関連団体等や障害のあるアスリート、芸術家等を支援してまいります。

基本目標 3

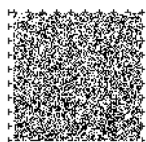
障害のある子どもが自分らしく成長できる、切れ目のない支援体制の構築

障害の早期発見から自立のためのリハビリテーションに至るまで、切れ目のない一貫した支援体制の確立・強化と、重度の心身障害児支援体制を充実させるため、事業所の確保に努めます。

障害のある子どもたちが地域社会に参加し、包容（インクルージョン）により自分らしく成長していくことができるよう、障害の特性や状況に応じた保育・教育体制の整備や強化に努めるとともに、児童発達支援センターや保育園等訪問支援などによる重層的な地域支援体制の構築を目指します。

そのために、障害のある子どもやその家族、さらには学校に対する相談・支援体制の充実を図り、個々の教育的ニーズ等に応じた教育環境づくりに努めます。

また、学校・家庭における心豊かな生活を実現するため、福祉・教育等の関係機関が連携し、適切な支援をしてまいります。



基本目標4

安全で安心なまちづくりの推進

障害のある人のうち、判断能力等が十分でない方は、生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすいため、安心した日常生活を送れるよう、その権利の擁護に努めるとともに、防犯体制の充実を図ります。また、災害発生や感染症拡大に強いまちづくりを推進します。

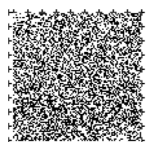
保健・医療機関をはじめ関係機関が連携しながら、障害のある人のライフステージに応じた、保健・医療の提供体制を整備するとともに、障害のある人が安心して生活していくことができるよう、経済的な負担の軽減を図ります。

基本目標5

障害のある人への理解を深め、ともに支え合う地域共生社会の実現

全ての人が、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現するために、「人にやさしいまちづくり」を構築することや、視覚、聴覚などに障害のある人のためのコミュニケーション手段、移動手段の確保に努めます。

また、さまざまな機会を捉えた広報・啓発活動を行うことで障害や依存症への理解を深く浸透させるとともに、福祉意識の充実に努めることで「福祉の心」や「支え合いの社会」を創るなど、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進してまいります。



7 施策体系

【基本理念】

希望にあふれ、みんなが共に支え合い、創り上げる地域共生社会 きみつ

【基本的視点】

- すべての人が安心して快適に暮らせるユニバーサルなまちづくり
- 誰もが地域社会の一員となり、共に支え合う「我が事・丸ごと」の地域づくり
- 多様性を尊重し、いつまでも自分らしく暮らせるまち

【基本目標】

基本目標 1

サービス提供体制を充実
自己決定の尊重と意思決

基本目標 2

地域生活への移行と定着
社会参加を促進

基本目標 3

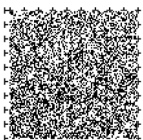
障害のある子どもが自分
できる、切れ目のない支

基本目標 4

安全で安心なまちづくり

基本目標 5

障害のある人への理解を
支え合う地域共生社会の



【施策の推進方向】

させ、
定を支援

- 1 障害福祉サービスの充実
- 2 地域生活支援事業の充実
- 3 相談支援体制の構築 ★
- 4 情報提供体制の充実

を支援し、

- 1 地域生活への移行支援
- 2 住宅・生活環境の整備（居住の場の充実）
- 3 地域支援体制の強化
- 4 発達障害者とその家族の支援
- 5 社会参加を支える取組
- 6 就労の促進・充実 ★
- 7 スポーツ・文化活動の充実
- 8 コミュニケーション・移動支援施策の充実

らしく成長
援体制の構築

- 1 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 2 療育支援体制の充実 ★
- 3 障害児教育の充実等
- 4 卒業後の進路対策の充実
- 5 相談支援提供体制の強化

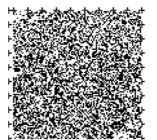
の推進

- 1 保健・医療施策の推進
- 2 災害や感染症対策の充実 ★
- 3 防犯対策の充実
- 4 生活支援のための施策の充実

深め、ともに
実現

- 1 人にやさしい「福祉のまちづくり」の推進
- 2 権利擁護のための施策の充実
- 3 「福祉の心」づくりと地域での支え合い活動の推進 ★
- 4 依存症対策の推進

★ 本計画において重点的に取り組む施策



8 計画の成果目標

「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」を策定するにあたって、国は「基本指針」を示しています。その中で、障害のある人や障害のある子どもの、障害福祉サービスや相談支援等の提供体制の整備や確保を図ることを目的として令和5年度までの「成果目標」を定めています。これら国の考え方を踏まえ、本市の成果目標を以下のように設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値
●令和元年度末の福祉施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標数	6人(6.4%)
●入所者削減見込み	2人(2.1%)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

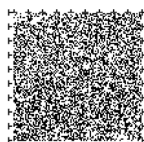
項目	目標値
●保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回

(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

項目	目標値
●地域生活支援拠点等を確保	1つ以上
●地域生活支援拠点等の運用状況を検証検討	年1回以上

(4) 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値
●令和5年度中に一般就労すると見込まれる人の数	8人
●令和5年度中に「就労移行支援」にて一般就労すると見込まれる人の数	34人
●令和5年度中に「就労継続支援」を利用すると見込まれる人の数	A型41人 B型202人
●就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業を利用する人の割合	7割
●就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	設定しない



(5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

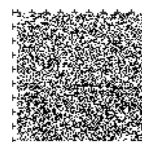
項目	目標値
●児童発達支援センターの設置	1 か所以上
●児童発達支援センターで保育所等訪問支援が利用できる体制	構築
●主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所以上
●保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係者による協議の場（協議会等）	設置
●医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 名

(6) 相談支援体制の充実強化等

項目	目標値
●総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施
●地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5 件
●地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1 件
●地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	12 回

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

項目	目標値
●都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	12 人
●障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の整備	検討

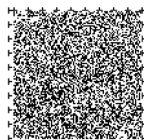


9 障害福祉サービスの見込量

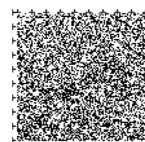
障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に規定する、障害のある人（子ども）に提供される支援の総称です。

今期（第6期：令和3年度から令和5年度まで）に必要な見込量を設定しています。

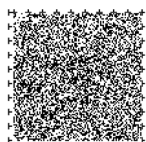
サービス名/内容		単位	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	居宅介護 ホームヘルパーが、障害のある人の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。	時間/月	2,024	2,046	2,068
		人/月	92	93	94
	重度訪問介護 重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害があり常に介護を必要とする人の居宅に、ホームヘルパーが訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。	時間/月	1,240	1,550	1,860
		人/月	4	5	6
	同行援護 移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を行います。	時間/月	352	368	384
		人/月	22	23	24
	行動援護 行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じる危険回避のために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護などを行います。	時間/月	16	16	16
		人/月	1	1	1
	重度障害者等包括支援 常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。	時間/月	364	364	364
		人/月	1	1	1



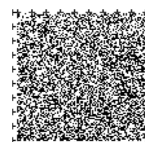
サービス名/内容		単位	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中活動系サービス	生活介護 日中、障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事や生活に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力向上のために必要な援助を行います。	人日/月	4,259	4,352	4,448
		人/月	210	213	216
	自立訓練（機能訓練） 身体障害のある人に、施設や居宅で、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、日常生活上の相談・助言等を行います。	人日/月	12	16	20
		人/月	3	4	5
	自立訓練（生活訓練） 知的障害又は精神障害のある人に、施設や居宅で、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。	人日/月	184	207	230
		人/月	8	9	10
	就労移行支援 就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。	人日/月	340	357	374
		人/月	20	21	22
	就労継続支援（A型） 企業等に就労することが困難な人に、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。	人日/月	589	627	665
		人/月	31	33	35
	就労継続支援（B型） 企業等に雇用されることが困難な就労経験のある人に、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。	人日/月	2,992	3,179	3,383
		人/月	176	187	199
	就労定着支援 就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、相談を通じて課題を把握し、企業等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。	人/月	7	9	11
	療養介護 病院において医療的ケアを必要とする人のうち常に介護を必要とする人に対して、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。	人日/月	152	152	152
		人/月	5	5	5



サービス名/内容		単位	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中活動系サービス	短期入所（ショートステイ）福祉型 自宅で介護する人が病気などの理由により介護することができない場合に、比較的状态が安定し、医療的管理を必要としない障害のある人に障害者支援施設等の施設に短期入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	人日/月	468	492	516
		人/月	39	41	43
	短期入所（ショートステイ）医療型 自宅で介護する人が病気などの理由により介護することができない場合に、医療的管理が必要な障害のある人に障害者支援施設等の施設に短期入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	人日/月	19	24	24
		人/月	3	4	4
居住系サービス	自立生活援助 障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへ移行した障害のある人などに、一定の期間、定期巡回訪問や随時対応による支援を行います。	人/月	1	2	3
	共同生活援助（グループホーム） 障害のある人に対し、共同生活を営む住居（グループホーム）において主に夜間、相談、入浴、排せつ、食事介護等の日常生活の援助を行います。	人/月	94	103	113
	施設入所支援 施設に入所する人に、主に夜間、入浴、排せつ、食事介護、生活等に関する相談・助言のほか、日常生活の支援を行います。	人/月	94	93	92
相談支援	計画相談支援 障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。	人/月	82	84	86
	地域移行支援 障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人など、地域での生活に移行するために支援を必要としている人に、住居の確保など地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。	人/月	2	3	4
	地域定着支援 単身等で生活する人に、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。	人/月	1	1	1
	障害児相談支援 障害児通所支援を利用する前に「障害児支援利用計画」を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	人/月	31	32	33



サービス名/内容		単位	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定通所支援 (障害児通所支援)	児童発達支援 障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、 集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。	人日/月	728	754	780
		人/月	56	58	60
	医療型児童発達支援 上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童に、医療型 児童発達支援センター等の指定発達医療機関において、日 常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓 練等必要な支援及び治療を行います。	人日/月	23	23	23
		人/月	1	1	1
	放課後等デイサービス 学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休 暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的 に提供することによる居場所づくりを行います。	人日/月	1,806	1,904	2,002
		人/月	129	136	143
	保育所等訪問支援 障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応でき るよう、障害児の身体、精神の状況、置かれている環境 に応じ、適切かつ効果的な支援を行います。	人日/月	10	14	18
		人/月	5	7	9
	居宅訪問型児童発達支援 重度心身障害児など、児童発達支援センター等の障 害児通所支援を受けることが著しく困難な障害児を対 象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の 指導、知識技能の付与等の支援を行います。	人日/月	8	12	16
		人/月	2	3	4
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整 するコーディネーターの配置人数	人/月	2	2	3

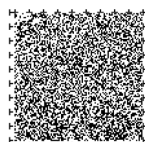


10 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業とは、障害者総合支援法に規定される各都道府県及び市町村が行う事業の総称で、障害福祉サービスと異なり全国統一ではなく、地域の特性や利用者の状況に応じた事業形態で実施されます。今期（第6期：令和3年度から令和5年度まで）に必要な見込量を、設定しています。

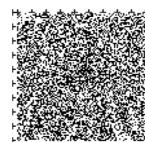
（1）地域生活支援事業（必須事業）

サービス名/内容		単位	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業 障害のある人やその家族等の総合相談窓口として必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行い、自立した社会生活や日常生活を営むための支援をします。希望により自宅を訪問しての相談にも対応します。	障害者相談支援事業	か所	2	2	2
	地域自立支援協議会	か所	1	1	1
	市町村相談支援機能強化事業	か所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業 障害福祉サービス利用等の観点から、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とするもので、成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。		人/年	4	5	6
意思疎通支援事業 聴覚・言語機能・音声機能・視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。	手話通訳者派遣事業	件/年	26	27	28
	聴覚障害者相談事業	人/月	1	1	1
日常生活用具給付事業 在宅の重度心身障害のある人（子ども）の日常生活を容易にするため、障害に応じた用具の給付が受けられます。	介護・訓練支援用具	件/年	8	8	9
	自立生活支援用具	件/年	21	22	23
	在宅医療等支援用具	件/年	18	19	20
	情報・意思疎通支援用具	件/年	13	14	15
	排泄管理支援用具	件/年	2,397	2,516	2,641
	居宅生活動作補助用具	件/年	5	6	7
	日常生活用具 計	件/年	2,462	2,585	2,715



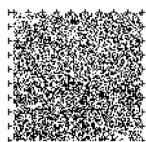
サービス名/内容		単位	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業 社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出について支援が受けられます。ただし、障害者総合支援法によるその他の外出介護サービス及び介護保険の外出介護サービスが受けられる方は、各制度が優先されます。	事業所数	か所	26	27	28
	延べ利用時間数	時間/月	366	371	376
	利用者数	人/月	37	38	38
地域活動支援センター事業 創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を利用することができます。	Ⅰ型	人/月	12	13	14
		か所	1	1	1
	Ⅱ型	人/月	7	8	9
		か所	1	1	1
	Ⅲ型	人/月	28	29	31
		か所	7	7	7

サービス名/内容	
理解促進研修・啓発事業 地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。	自発的活動支援事業 障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援します。	手話奉仕員養成研修事業 日常会話程度の手話表現技術を習得するための養成講座を開催し、聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される手話奉仕員を養成します。



(2) 地域生活支援事業（任意事業）

サービス名/内容	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度身体障害者（児）等移動入浴車派遣事業 家庭において入浴することが困難な在宅の重度身体障害のある人（子ども）等の自宅へ移動入浴車を派遣し、室内で入浴のサービスを提供します。	登録人数/年	11	12	13
知的障害者職親委託事業 知的障害のある人を一定期間職親に預け、生活指導・技能習得訓練等を行い、就職に必要な素地を養い、雇用の促進と職業における定着を図ります。	人/年	1	1	1
日中一時支援事業 保護者や家族等介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障害のある人等が日中活動の場を利用することができます。	利用者数/月	71	75	79
	利用日数/月	400	420	440
身体障害者用自動車改造費助成事業 自動車を所有する身体障害のある人に対し、その自動車の改造に要する費用を助成します。（上限あり）	件/年	3	4	5
障害者自動車運転免許取得費助成事業 自動車運転免許（第一種普通自動車運転免許）を取得する身体障害、知的障害のある人に、免許取得費の一部を助成します。（上限あり）	件/年	2	3	4



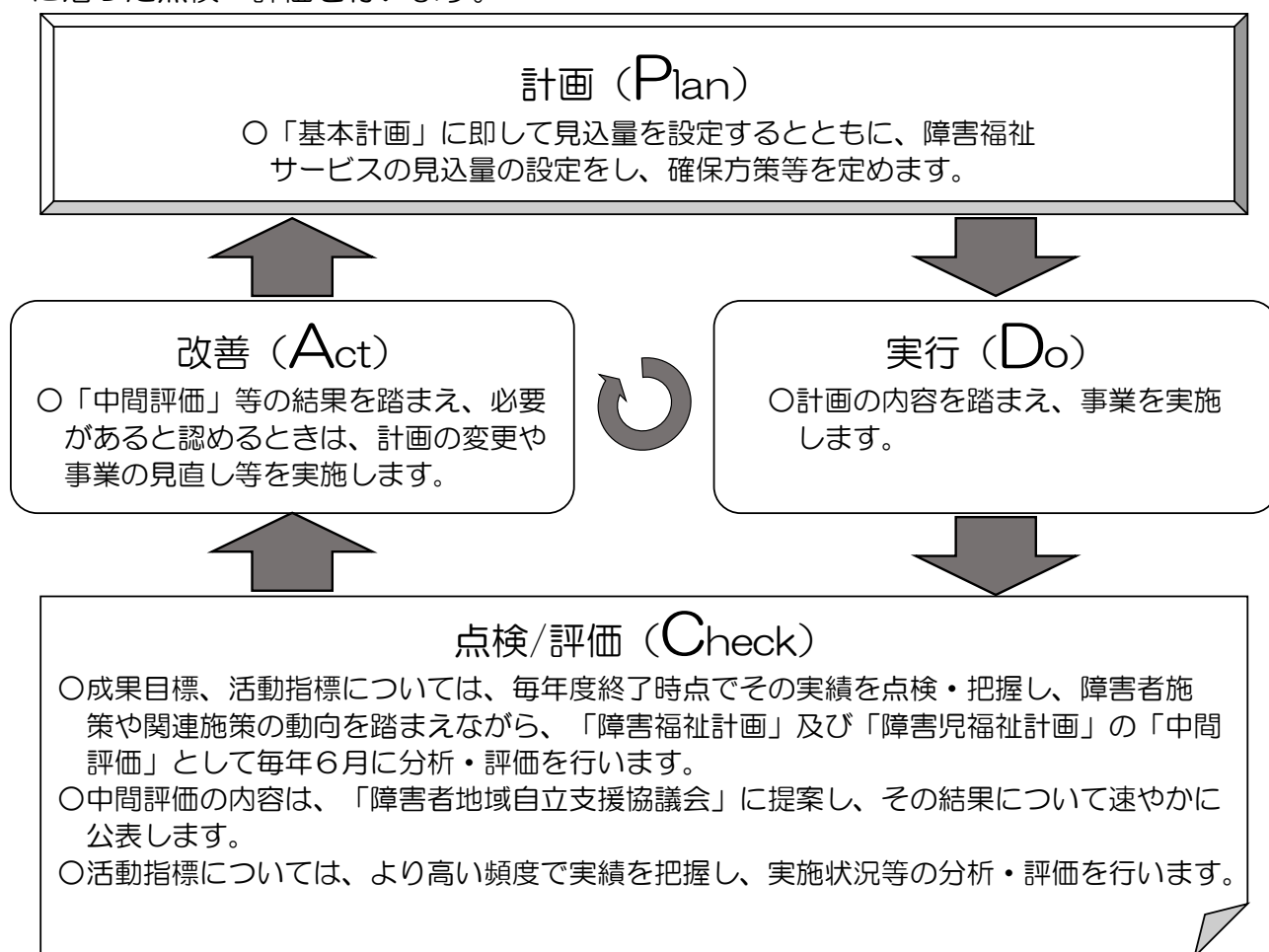
11 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進体制

本計画の実施にあたっては、「障害者地域自立支援協議会」と連携しながら、計画の進捗状況や評価、サービスの利用状況等について検討するなど、毎年度、計画の進行管理を行います。

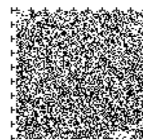
(2) 点検及び評価体制

本計画の的確な進行管理を行うため、見込量に対しての実施状況について、“PDCAサイクル”に沿った点検・評価を行います。



(3) 情報の公開

各主体が計画の進捗状況などの情報を共有し、協働して計画を推進することができるよう、「障害者地域自立支援協議会」に必要な情報を提供し、共有します。さらに、毎年度、計画の実施状況を市ホームページ等で公表します。



第3次君津市障害者基本計画

第6期君津市障害福祉計画

第2期君津市障害児福祉計画

概要版

令和3年3月発行

発 行 君津市

編 集 君津市保健福祉部障害福祉課

千葉県君津市久保2丁目13番1号

TEL 0439-56-1525

FAX 0439-56-1220

君津市ホームページ

<http://www.city.kimitsu.lg.jp/>

